

窓口混雑緩和のため郵送による提出にご協力をお願いします。

令和8年度分 特別区民税 都民税 申告の手引

申告書は、前年度の申告状況等に基づいて送付しております。

特別区民税・都民税は次の(1)・(2)の方が課税の対象となります。この手引きを参照して該当する項目に記入し、令和7年1月から12月までの収入、控除などの申告をしてください。

(1) 令和8年1月1日現在、中央区に住所がある方

(2) 令和8年1月1日現在、中央区に事務所・事業所・家屋敷を有しているが、中央区に住所のない方

収入があった方

提出される方は、2ページ以降を確認のうえ、申告書の該当する欄に記入してください。

以下に該当する場合は申告不要です。

- 税務署に確定申告書を提出される方

※提出要件については、2ページの「所得税の確定申告について」をご確認ください。

- 勤務先から中央区に「給与支払報告書」が提出されている方

- 公的年金等に係る雑所得のみの方

※ただし、「令和7年分公的年金等の源泉徴収票」の内容の他に追加する控除（医療費控除など）があれば申告をしてください。

収入がなかった方

特別区民税・都民税では申告の義務はありません。

提出される方は、申告書第一表に記入してください。

以下のような場合は申告が必要となります。

- 課税（非課税）証明書が必要な方

- 国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料・保育料などの算定が必要となる方

- 各種手続きを予定されている方

具体例 → 国民健康保険料減免・就学援助・児童手当・シルバーパス・自立支援医療・その他手当の受給など

《申告書の書き方》

申告書第一表

(1) 申告書上段に現住所・1月1日現在の住所・氏名・個人番号（マイナンバー）
・生年月日・世帯主の氏名と続柄・職業・電話番号を記入してください。

(2) 申告書右側「2 所得金額」の合計⑫に「O（ゼロ）」と記入してください。

2 所得 金額	事 業	營業等	①	
	農 業	②		
	不動産	③		
	利子	④		
	配当	⑤		
	給与	⑥		
	公的年金等	⑦		
	業務	⑧		
	その他	⑨		
	合計	⑩		((①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨))
総合譲渡・一時				⑪
合計				O

※記入には黒ボールペンを使用し、消せる
ボールペンは使用しないでください。

※郵送による申告の場合は、本人確認書類
のコピーを同封してください。

※非課税証明書に控除の内容の記載を
希望される場合は、該当する欄に記入
してください。

<問い合わせ先>

中央区役所 総務部 税務課 課税係

電話 03(3546)5270~5275(直通)

〒104-8404 東京都中央区築地1丁目1番1号

※申告期間中は電話が大変つながりにくくなっています。右の二次元コードを
スマートフォン等で読み取ることでよくある質問の回答をご覗いただけます。

住民税に
ついて

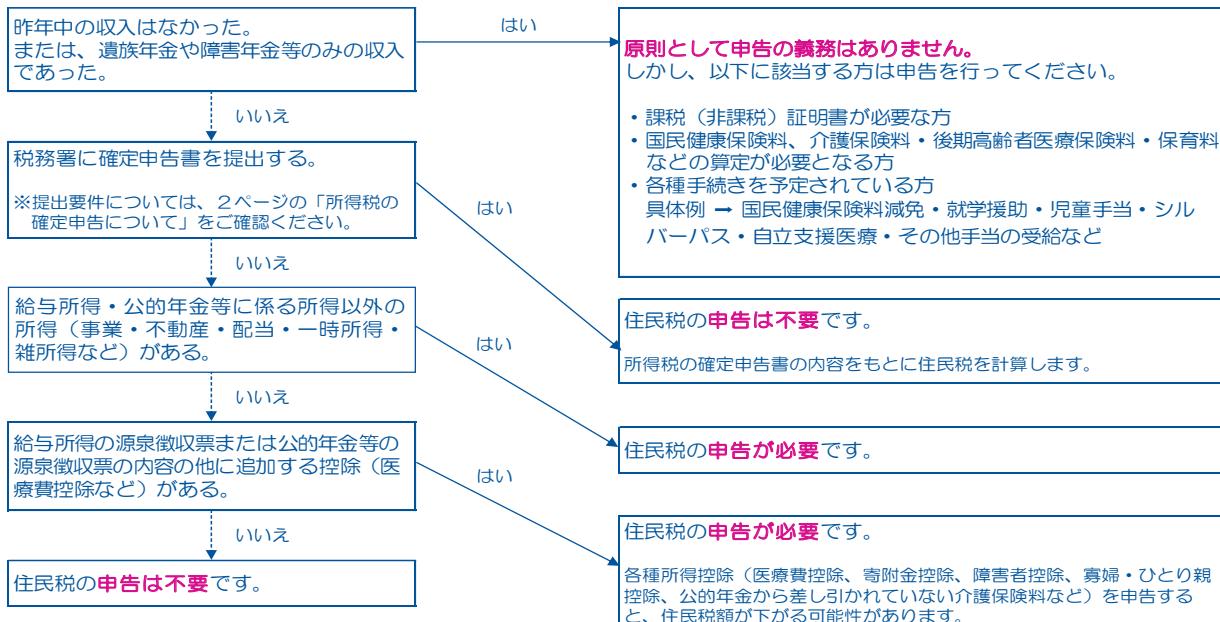


申告につ
いてQ & A



申告が必要な方

以下のフローチャートを参考に、申告が必要かをご確認ください。



申告に必要なもの

(①～⑨については、該当する所得・所得控除があった場合に必要です。)

- ① 帳簿書類等や収入金額・必要経費の内訳書
- ② 給与所得の源泉徴収票→源泉徴収票がない場合は、給与明細書など
- ③ 公的年金の源泉徴収票
- ④ 医療費控除を受ける方は、前年中に支払った医療費の明細書・在宅介護費用証明書・おむつ使用証明書など
※セルフメディケーション税制の場合、国税庁ホームページからダウンロードした明細書を添付してください。
- ⑤ 国民年金保険料の領収書・証明書
- ⑥ 新旧生命保険料・新旧個人年金保険料・介護医療保険料・地震保険料・旧長期損害保険料の控除証明書
- ⑦ 学生証や障害者控除に関する証明書等（郵送による申告の場合、コピーを添付してください。）
- ⑧ 寄附金の領収書
- ⑨ 国外に居住する親族の確認書類
(扶養控除等の適用を受ける場合に必要です。詳細は9ページをご確認ください。)
- ⑩ 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険の資格確認書、パスポートなど）
※郵送による申告の場合、コピーを添付してください。

添付書類は申告書に貼付せず別紙に貼付して下さい。
「各種証明書等添付書類台紙」に

郵送による申告方法

窓口混雑緩和のため郵送による提出にご協力をお願いします。

この手引を参照して記入した申告書と、上記「申告に必要なもの」の①～⑨のうち該当する書類と、⑩を返信用封筒で送付してください。申告書受付書の返送を希望される方は、送付用封筒（110円切手を貼り返送先の住所を記載したもの）を同封してください。

「所得税の確定申告について」

・所得税の確定申告が必要な方

- (1) 事業所得や不動産所得などのある方で、所得の合計額が所得税の各種所得控除の合計額を超える方
- (2) 給与所得者で、次に該当する方
 - ① 前年中に2,000万円を超える給与収入がある方
 - ② 給与を2箇所以上の勤務先から受けている方
 - ③ 年末調整された給与所得以外に、20万円を超える所得がある方

・所得税の確定申告を行うと所得税が還付される場合がある方

- (1) 給与所得者で、雑損控除・医療費控除・寄附金控除・住宅借入金等特別控除などを受ける方
- (2) 前年中に退職し、その後再就職していない方など

※詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

京橋税務署 〒104-8557 中央区新富2丁目6番1号

日本橋税務署 〒103-8551 中央区日本橋堀留町2丁目6番9号

電話03-4434-0011（代表）

電話03-3663-8451（代表）

1 収入金額等 および 2 所得金額

所得とは、収入金額から必要経費を差し引いた金額をいいます。

給与・公的年金等については下表の「所得の計算式」で求めた金額を申告書第一表に記入してください。

① 営業等所得	製造業・加工業・小売業等の営業による所得や、医師・弁護士・作家・俳優・外交員等の報酬などの所得 ●帳簿書類を添付してください。																
③ 不動産所得	地代・家賃・賃間代・土地や家屋の権利金などの所得 ●収入金額・必要経費が確認できる書類を添付してください。																
④ 利子所得	利子所得は支払者により5%の割合で住民税が徴収されていますので、原則改めて申告する必要はありません。 ※ただし、日本国外の金融機関等の預金などの利子は、期間に関係なく収入金額として課税の対象となります。																
⑤ 配当所得	法人から受ける利益の配当、剰余金の分配（出資に関わるものに限る）、基金利息並びに投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く）及び特定目的信託の収益の分配による所得 ●収入金額・必要経費が確認できる書類を添付してください。 ※上場株式等の配当所得については、所得税の確定申告でのみ申告できます。																
⑥ 給与所得	正社員・派遣・パート・アルバイト・日雇い等による給料・ボーナス・賞金などの所得 ●源泉徴収票を添付してください。 源泉徴収票が給与支払者から交付されない際は、第二表の「6 給与所得の内訳」に収入金額を記入してください。 ◎ 所得の計算式 <table border="1"><thead><tr><th>給与等の収入金額の合計額</th><th>給与所得の金額</th></tr></thead><tbody><tr><td>0円～ 650,999円</td><td>0円</td></tr><tr><td>651,000円～ 1,899,999円</td><td>収入金額 - 650,000円</td></tr><tr><td>1,900,000円～ 3,599,999円</td><td>給与等の収入金額の合計額を4,000で割り、1円未満の端数を切り捨てて算出した金額=A</td></tr><tr><td>3,600,000円～ 6,599,999円</td><td>A×2,800 - 80,000円</td></tr><tr><td>6,600,000円～ 8,499,999円</td><td>A×3,200 - 440,000円</td></tr><tr><td>8,500,000円～</td><td>収入金額 × 0.9 - 1,100,000円</td></tr><tr><td></td><td>収入金額 - 1,950,000円</td></tr></tbody></table> ※一定の要件に当てはまる方は、所得金額調整控除が適用になります。詳しくは、10ページを参照してください。	給与等の収入金額の合計額	給与所得の金額	0円～ 650,999円	0円	651,000円～ 1,899,999円	収入金額 - 650,000円	1,900,000円～ 3,599,999円	給与等の収入金額の合計額を4,000で割り、1円未満の端数を切り捨てて算出した金額=A	3,600,000円～ 6,599,999円	A×2,800 - 80,000円	6,600,000円～ 8,499,999円	A×3,200 - 440,000円	8,500,000円～	収入金額 × 0.9 - 1,100,000円		収入金額 - 1,950,000円
給与等の収入金額の合計額	給与所得の金額																
0円～ 650,999円	0円																
651,000円～ 1,899,999円	収入金額 - 650,000円																
1,900,000円～ 3,599,999円	給与等の収入金額の合計額を4,000で割り、1円未満の端数を切り捨てて算出した金額=A																
3,600,000円～ 6,599,999円	A×2,800 - 80,000円																
6,600,000円～ 8,499,999円	A×3,200 - 440,000円																
8,500,000円～	収入金額 × 0.9 - 1,100,000円																
	収入金額 - 1,950,000円																

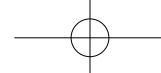
<p>⑦ 公的年金等の雑所得</p>	<p>国民年金・厚生年金・共済年金・年金基金などの所得 ●源泉徴収票を添付してください。 ※遺族年金・障害年金等は非課税所得ですので、記入の必要はありません。</p> <p>◎所得の計算式</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">受給者の年齢</th> <th rowspan="2">公的年金等の 収入金額</th> <th colspan="3">公的年金等の雑所得以外の所得に係る合計所得金額</th> </tr> <tr> <th>1,000万円以下</th> <th>1,000万円超 2,000万円以下</th> <th>2,000万円超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center;">65歳未満 (昭和36年1月2日 以後に生まれた人)</td> <td>1,299,999円まで</td> <td>収入金額-600,000円</td> <td>収入金額-500,000円</td> <td>収入金額-400,000円</td> </tr> <tr> <td>1,300,000円から 4,099,999円まで</td> <td>収入金額×0.75-275,000円</td> <td>収入金額×0.75-175,000円</td> <td>収入金額×0.75-75,000円</td> </tr> <tr> <td>4,100,000円から 7,699,999円まで</td> <td>収入金額×0.85-685,000円</td> <td>収入金額×0.85-585,000円</td> <td>収入金額×0.85-485,000円</td> </tr> <tr> <td>7,700,000円から 9,999,999円まで</td> <td>収入金額×0.95-1,455,000円</td> <td>収入金額×0.95-1,355,000円</td> <td>収入金額×0.95-1,255,000円</td> </tr> <tr> <td>10,000,000円以上</td> <td>収入金額-1,955,000円</td> <td>収入金額-1,855,000円</td> <td>収入金額-1,755,000円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">受給者の年齢</th> <th rowspan="2">公的年金等の 収入金額</th> <th colspan="3">公的年金等の雑所得以外の所得に係る合計所得金額</th> </tr> <tr> <th>1,000万円以下</th> <th>1,000万円超 2,000万円以下</th> <th>2,000万円超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center;">65歳以上 (昭和36年1月1日 以前に生まれた人)</td> <td>3,299,999円まで</td> <td>収入金額-1,100,000円</td> <td>収入金額-1,000,000円</td> <td>収入金額-900,000円</td> </tr> <tr> <td>3,300,000円から 4,099,999円まで</td> <td>収入金額×0.75-275,000円</td> <td>収入金額×0.75-175,000円</td> <td>収入金額×0.75-75,000円</td> </tr> <tr> <td>4,100,000円から 7,699,999円まで</td> <td>収入金額×0.85-685,000円</td> <td>収入金額×0.85-585,000円</td> <td>収入金額×0.85-485,000円</td> </tr> <tr> <td>7,700,000円から 9,999,999円まで</td> <td>収入金額×0.95-1,455,000円</td> <td>収入金額×0.95-1,355,000円</td> <td>収入金額×0.95-1,255,000円</td> </tr> <tr> <td>10,000,000円以上</td> <td>収入金額-1,955,000円</td> <td>収入金額-1,855,000円</td> <td>収入金額-1,755,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※一定の要件に当てはまる方は、所得金額調整控除が適用になります。詳しくは、10ページを参照してください。</p>	受給者の年齢	公的年金等の 収入金額	公的年金等の雑所得以外の所得に係る合計所得金額			1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超	65歳未満 (昭和36年1月2日 以後に生まれた人)	1,299,999円まで	収入金額-600,000円	収入金額-500,000円	収入金額-400,000円	1,300,000円から 4,099,999円まで	収入金額×0.75-275,000円	収入金額×0.75-175,000円	収入金額×0.75-75,000円	4,100,000円から 7,699,999円まで	収入金額×0.85-685,000円	収入金額×0.85-585,000円	収入金額×0.85-485,000円	7,700,000円から 9,999,999円まで	収入金額×0.95-1,455,000円	収入金額×0.95-1,355,000円	収入金額×0.95-1,255,000円	10,000,000円以上	収入金額-1,955,000円	収入金額-1,855,000円	収入金額-1,755,000円	受給者の年齢	公的年金等の 収入金額	公的年金等の雑所得以外の所得に係る合計所得金額			1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超	65歳以上 (昭和36年1月1日 以前に生まれた人)	3,299,999円まで	収入金額-1,100,000円	収入金額-1,000,000円	収入金額-900,000円	3,300,000円から 4,099,999円まで	収入金額×0.75-275,000円	収入金額×0.75-175,000円	収入金額×0.75-75,000円	4,100,000円から 7,699,999円まで	収入金額×0.85-685,000円	収入金額×0.85-585,000円	収入金額×0.85-485,000円	7,700,000円から 9,999,999円まで	収入金額×0.95-1,455,000円	収入金額×0.95-1,355,000円	収入金額×0.95-1,255,000円	10,000,000円以上	収入金額-1,955,000円	収入金額-1,855,000円	収入金額-1,755,000円
受給者の年齢	公的年金等の 収入金額			公的年金等の雑所得以外の所得に係る合計所得金額																																																							
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超																																																							
65歳未満 (昭和36年1月2日 以後に生まれた人)	1,299,999円まで	収入金額-600,000円	収入金額-500,000円	収入金額-400,000円																																																							
	1,300,000円から 4,099,999円まで	収入金額×0.75-275,000円	収入金額×0.75-175,000円	収入金額×0.75-75,000円																																																							
	4,100,000円から 7,699,999円まで	収入金額×0.85-685,000円	収入金額×0.85-585,000円	収入金額×0.85-485,000円																																																							
	7,700,000円から 9,999,999円まで	収入金額×0.95-1,455,000円	収入金額×0.95-1,355,000円	収入金額×0.95-1,255,000円																																																							
	10,000,000円以上	収入金額-1,955,000円	収入金額-1,855,000円	収入金額-1,755,000円																																																							
受給者の年齢	公的年金等の 収入金額	公的年金等の雑所得以外の所得に係る合計所得金額																																																									
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超																																																							
65歳以上 (昭和36年1月1日 以前に生まれた人)	3,299,999円まで	収入金額-1,100,000円	収入金額-1,000,000円	収入金額-900,000円																																																							
	3,300,000円から 4,099,999円まで	収入金額×0.75-275,000円	収入金額×0.75-175,000円	収入金額×0.75-75,000円																																																							
	4,100,000円から 7,699,999円まで	収入金額×0.85-685,000円	収入金額×0.85-585,000円	収入金額×0.85-485,000円																																																							
	7,700,000円から 9,999,999円まで	収入金額×0.95-1,455,000円	収入金額×0.95-1,355,000円	収入金額×0.95-1,255,000円																																																							
	10,000,000円以上	収入金額-1,955,000円	収入金額-1,855,000円	収入金額-1,755,000円																																																							
<p>⑧ 業務にかかる雑所得</p>	<p>シルバー人材センターの配分金、作家以外の人の原稿料や印税、講演料、ネットオークションなどを利用した個人取引、食料品の配達などの副収入による所得 ●収入金額・必要経費が確認できる書類を添付してください。</p>																																																										
<p>⑨ その他の雑所得</p>	<p>生命保険会社の個人年金などの、「公的年金等の雑所得」と「業務にかかる雑所得」以外の所得 ●収入金額・必要経費が確認できる書類を添付してください。</p>																																																										
<p>⑪ 総合課税の譲渡所得</p>	<p>機械・ゴルフ会員権・特許権・書画・骨董などの資産の譲渡（土地・建物・株式等の、分離課税されるものを除く）による所得 ※資産の所有期間により、短期譲渡（5年以下）・長期譲渡（5年超）があります。 ●収入金額・必要経費が確認できる書類を添付してください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> $\text{計算式} \cdots \text{所得金額} = (\text{収入金額} - \text{必要経費}) - \text{特別控除額}$ </div> <p>※長期譲渡の場合は、上記所得金額×1/2の金額が課税される譲渡所得になります（短期譲渡はそのままの金額です）。</p>																																																										
<p>一時所得</p>	<p>生命保険等の満期返戻金・解約金や懸賞・福引の当選金・競馬の払戻金などの、一時的に発生した所得 ●生命保険等の一時金の支払調書等を添付してください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> $\text{計算式} \cdots \text{所得金額} = \{ (\text{収入金額} - \text{必要経費}) - \text{特別控除額} \} \times 1/2$ </div>																																																										

上記以外に、山林所得・分離課税の譲渡所得（土地・建物・株式等の譲渡所得）・分離課税を選択した上場株式等の配当所得・先物取引に係る雑所得などがあった人は、確定申告が必要な場合があります。

3 所得から差し引かれる金額に関する事項（各種所得控除）

控除を受ける場合は、申告書の該当欄に記入してください。

(13) 社会保険料 控除 証明書が必要です	<p>前年中に支払った、あなたや、あなたと生計を一にする配偶者その他の親族の国民健康保険料・国民年金保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料等の合計額です。</p> <p>●国民年金保険料を支払った場合は、領収書（口座振込の場合は証明書など）の原本を添付してください。ただし、給与所得者で年末調整の際に勤務先へ提出している場合は、添付する必要はありません。</p> <p>※配偶者等の公的年金から特別徴収された国民年金保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料は、対象となりません。</p>																								
(14) 小規模企業 共済等掛金控除	<p>前年中に支払った、小規模企業共済等掛金（旧第2種共済掛金を除く）、確定拠出年金法の個人型年金加入者掛金（iDeCo）及び企業型年金加入者掛金、心身障害者扶養共済掛金の合計額です。</p> <p>●支払金額の確認ができる書類を添付してください。ただし、給与所得者で年末調整の際に勤務先へ提出している場合は、添付する必要はありません。</p>																								
(15) 生命保険料 控除 証明書が必要です	<p>前年中に支払った生命保険料です。</p> <p>●保険の種類ごとに支払額を記入してください。また、生命保険料控除証明書を添付してください。ただし、給与所得者で年末調整の際に勤務先へ証明書を提出している場合は、添付する必要はありません。</p> <p>(1)新たな生命保険料控除制度（以下、「新制度」）の適用対象 一般的生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料が対象となり、平成24年1月1日以後に契約の締結・更新・特約の中途付加を行った場合には、当該契約に係る以後の保険料について新制度が適用されます。</p> <p>(2)従来からの生命保険料控除制度（以下、「旧制度」） 一般的生命保険料・個人年金保険料が対象となり、平成23年12月31日以前に契約の締結を行った場合には、当該契約に係る以後の保険料について旧制度が適用されます。</p> <p>◎ 新旧一般生命保険料・新旧個人年金保険料・介護医療保険料控除額の計算式</p> <table border="1" data-bbox="365 923 1448 1250"><thead><tr><th></th><th>保険料の区分</th><th>支払った保険料の合計金額</th><th>保険料の控除額</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="4">(1)</td><td rowspan="4">新制度</td><td>12,000円以下</td><td>支払った保険料の全額</td></tr><tr><td>12,000円超 32,000円以下</td><td>(支払った保険料の合計金額) × 0.5 + 6,000円</td></tr><tr><td>32,000円超 56,000円以下</td><td>(支払った保険料の合計金額) × 0.25 + 14,000円</td></tr><tr><td>56,000円超</td><td>28,000円</td></tr><tr><td rowspan="4">(2)</td><td rowspan="4">旧制度</td><td>15,000円以下</td><td>支払った保険料の全額</td></tr><tr><td>15,000円超 40,000円以下</td><td>(支払った保険料の合計金額) × 0.5 + 7,500円</td></tr><tr><td>40,000円超 70,000円以下</td><td>(支払った保険料の合計金額) × 0.25 + 17,500円</td></tr><tr><td>70,000円超</td><td>35,000円</td></tr></tbody></table> <p>※新制度は、一般的生命保険料、介護保険料、個人年金分の生命保険料の支払額を各々上の式にあてはめ算出した控除額の合計が、生命保険料控除額になります。（上限70,000円）</p> <p>※旧制度は、一般的生命保険料、個人年金分の生命保険料の支払額を各々上の式にあてはめ算出した控除額の合計が、生命保険料控除額になります。（上限70,000円）</p> <p>※新契約と旧契約の両方について控除を受ける場合は、新契約と旧契約それぞれを上記と同様に計算し、下記のいずれか多い方の金額が控除額となります。</p> <p>(1)で算出した控除額 + (2)で算出した控除額（控除限度額28,000円） (2)で算出した控除額（控除限度額35,000円）</p> <p>※生命保険料控除全体の適用限度額は7万円です</p>		保険料の区分	支払った保険料の合計金額	保険料の控除額	(1)	新制度	12,000円以下	支払った保険料の全額	12,000円超 32,000円以下	(支払った保険料の合計金額) × 0.5 + 6,000円	32,000円超 56,000円以下	(支払った保険料の合計金額) × 0.25 + 14,000円	56,000円超	28,000円	(2)	旧制度	15,000円以下	支払った保険料の全額	15,000円超 40,000円以下	(支払った保険料の合計金額) × 0.5 + 7,500円	40,000円超 70,000円以下	(支払った保険料の合計金額) × 0.25 + 17,500円	70,000円超	35,000円
	保険料の区分	支払った保険料の合計金額	保険料の控除額																						
(1)	新制度	12,000円以下	支払った保険料の全額																						
		12,000円超 32,000円以下	(支払った保険料の合計金額) × 0.5 + 6,000円																						
		32,000円超 56,000円以下	(支払った保険料の合計金額) × 0.25 + 14,000円																						
		56,000円超	28,000円																						
(2)	旧制度	15,000円以下	支払った保険料の全額																						
		15,000円超 40,000円以下	(支払った保険料の合計金額) × 0.5 + 7,500円																						
		40,000円超 70,000円以下	(支払った保険料の合計金額) × 0.25 + 17,500円																						
		70,000円超	35,000円																						
(16) 地震保険料 控除 証明書が必要です	<p>前年中に支払った地震保険料です。</p> <p>※経過措置として平成18年12月31日までに締結し、令和7年中に支払った旧長期損害保険料がある場合は従前の損害保険料控除が適用されます。</p> <p>●地震保険料控除証明書・旧長期損害保険料控除証明書を添付してください。ただし、給与所得者で年末調整の際に勤務先へ証明書を提出している場合は、添付する必要はありません。</p> <p>(1)地震保険・・地震等の損害により保険金が支払われる損害保険契約です。 (2)旧長期損害保険・・平成18年12月31日までに契約を締結し、満期返戻金等があり、保険期間が10年以上のものです。</p> <p>◎ 地震保険料・旧長期損害保険料控除額の計算式</p> <table border="1" data-bbox="365 1851 1329 2112"><thead><tr><th></th><th>保険料の区分</th><th>支払った保険料の合計金額</th><th>保険料の控除額</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="3">(1)</td><td rowspan="3">地震保険料等</td><td></td><td>その年中に支払った地震保険料の合計額の1/2(限度額25,000円)</td></tr><tr><td>5,000円以下</td><td>支払った保険料の全額</td></tr><tr><td>5,000円超 15,000円以下</td><td>(支払った保険料の合計金額) × 0.5 + 2,500円</td></tr><tr><td rowspan="3">(2)</td><td rowspan="3">旧長期損害 保険料</td><td>15,000円超</td><td>10,000円</td></tr><tr><td>(1)と(2)をそれぞれ計算した合計額が25,000円以下</td><td>その合計額</td></tr><tr><td>(1)と(2)をそれぞれ計算した合計額が25,000円超</td><td>25,000円</td></tr><tr><td>(3)</td><td>※(1)と(2) がある場合</td><td></td><td></td></tr></tbody></table> <p>※一つの損害保険契約等が、地震等損害により保険金や共済金が支払われる損害保険契約等と旧長期損害保険契約等のいずれの契約区分にも該当する場合には、選択によりいずれか一方の契約区分にのみ該当するものとして、地震保険料控除額を計算します。</p>		保険料の区分	支払った保険料の合計金額	保険料の控除額	(1)	地震保険料等		その年中に支払った地震保険料の合計額の1/2(限度額25,000円)	5,000円以下	支払った保険料の全額	5,000円超 15,000円以下	(支払った保険料の合計金額) × 0.5 + 2,500円	(2)	旧長期損害 保険料	15,000円超	10,000円	(1)と(2)をそれぞれ計算した合計額が25,000円以下	その合計額	(1)と(2)をそれぞれ計算した合計額が25,000円超	25,000円	(3)	※(1)と(2) がある場合		
	保険料の区分	支払った保険料の合計金額	保険料の控除額																						
(1)	地震保険料等		その年中に支払った地震保険料の合計額の1/2(限度額25,000円)																						
		5,000円以下	支払った保険料の全額																						
		5,000円超 15,000円以下	(支払った保険料の合計金額) × 0.5 + 2,500円																						
(2)	旧長期損害 保険料	15,000円超	10,000円																						
		(1)と(2)をそれぞれ計算した合計額が25,000円以下	その合計額																						
		(1)と(2)をそれぞれ計算した合計額が25,000円超	25,000円																						
(3)	※(1)と(2) がある場合																								



控除対象に該当するかどうかは、令和7年12月31日（前年に親族が死亡した場合は、その時点）の現況で判定します。

⑯ 寡婦控除

⑯ 寡婦控除 の欄と、その下の【死別 離婚 生死不明 未帰還】のあてはまる欄に ✓ を記入してください。

寡婦控除額 26万円	ひとり親にあてはまらない方で、次の(1)～(3)のいずれにもあてはまる方です。 (1) 合計所得金額が500万円以下である。 (2) 以下のいずれかに該当する。 ◆夫と死別した後婚姻をしていない、または夫の生死が明らかでない。 ◆夫と離別した後婚姻をしておらず、扶養親族がいる。 (3) 事実上婚姻関係と同様の事情にある人がいない。
---------------	---

⑰ ひとり親控除

⑰ ひとり親控除 の欄に ✓ を記入してください。

ひとり親控除額 30万円	令和7年12月31日現在、婚姻をしていない方または配偶者の生死の明らかな方で、次の(1)～(3)のいずれにもあてはまる方です。 (1) 生計を一にする子（前年中の総所得金額等が58万円以下）がいる。 (2) 前年中の合計所得金額が500万円以下である。 (3) 事実上婚姻関係と同様の事情にある人がいる。
-----------------	---

※給与所得だけの場合は、給与収入が6,777,778円以下であれば、合計所得金額が500万円以下となります。

⑱ 勤労学生控除

勤労学生控除額 26万円	本人が学生・生徒で勤労による所得（給与等）があり、前年中の合計所得金額が85万円以下で、かつそのうち不労所得（配当等）が10万円以下の方 ●学生証の写しが必要です。 ●各種学校の生徒である場合は、その課程がこの控除の対象となる旨の証明書を添付してください。 ●職業訓練施設の訓練生である場合は、職業能力開発促進法第24条に規定する認定職業訓練を受け、一定の課程を履修している旨の証明書を添付してください。
-----------------	---

⑲ 障害者控除

申告者本人または同一生計配偶者及び扶養親族（前年の合計所得金額が58万円以下）が下記に該当する場合

障害者控除額 26万円	(1) 身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳をもっている方 (2) 戦傷病者手帳をもっている方、65歳以上の方で精神または身体に障害があるとの認定を福祉事務所長から受けている方など	特別障害者控除額 30万円	(1) 身体障害者手帳（1級・2級）、愛の手帳（1度・2度）、精神障害者保健福祉手帳（1級）をもっている方 (2) 戦傷病者手帳特別項症～第3項症の方、原爆被爆者で厚生労働省大臣の認定を受けている方、常に就寝を要し複雑な介護を受けている方、65歳以上の方で精神または身体に障害があるとの認定を福祉事務所長から受けている方など
●手帳の写し、もしくは証明書の添付が必要です。 該当する方の氏名、障害の種類（身体・精神・愛の手帳）、等級、個人番号（マイナンバー）を記入してください。			同一生計配偶者または扶養親族が特別障害者に該当し、本人・配偶者または生計を一にするその他親族のいずれかとの同居を常況としている場合

㉑～㉒ 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者

配偶者が下記に該当する場合、氏名・生年月日・配偶者の合計所得金額、個人番号（マイナンバー）を記入してください。

同一生計配偶者

あなたと生計を一にしている、前年の合計所得金額が58万円以下（給与所得のみの場合は給与収入123万円以下）の配偶者が対象となります。

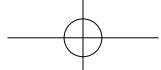
配偶者控除

あなたの合計所得金額が1,000万円以下のとき、あなたと生計を一にしている、前年の合計所得金額が58万円以下の配偶者が対象です。

【配偶者控除の額】

あなたの合計所得金額	配偶者の合計所得金額が58万円以下		
	配偶者の年齢が70歳未満	配偶者の年齢が70歳以上	
900万円以下	33万円	38万円	
900万円超 950万円以下	22万円	26万円	
950万円超 1,000万円以下	11万円	13万円	
1,000万円超	0円	0円	

別居の配偶者や扶養親族がいる場合は、第二表「13 別居の扶養親族等に関する事項」にも氏名等を記入してください。
その親族が国外に居住している場合は、9ページをご確認ください。



配偶者特別控除

あなたの合計所得金額が1,000万円以下のとき、あなたと生計を一にしている、前年中の合計所得金額が58万円超133万円以下の配偶者が対象です。

なお、夫婦でお互いに配偶者特別控除を受けることはできません。

【配偶者特別控除の額】

		配偶者の合計所得金額（配偶者が給与所得のみの場合の給与収入等の金額）								
		58万円超 100万円以下 (1,230,000円超 1,650,000円以下)	100万円超 105万円以下 (1,650,000円超 1,700,000円以下)	105万円超 110万円以下 (1,700,000円超 1,750,000円以下)	110万円超 115万円以下 (1,750,000円超 1,800,000円以下)	115万円超 120万円以下 (1,800,000円超 1,850,000円以下)	120万円超 125万円以下 (1,850,000円超 1,903,999円以下)	125万円超 130万円以下 (1,904,000円以上 1,971,999円以下)	130万円超 133万円以下 (1,972,000円以上 2,015,999円以下)	
あなたの 合計 所得 金額	900万円以下	33万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円	0円
	900万円超 950万円以下	22万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円	0円
	950万円超 1,000万円以下	11万円	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円	0円
	1,000万円超	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円

㉓～㉔ 扶養控除・特定親族特別控除

扶養親族が下記に該当する場合、氏名、生年月日、同居・別居の区分、マイナンバー（個人番号）、続柄、控除額を記入してください。

㉓ 扶養控除

あなたと生計を一にしている、前年中の合計所得金額が58万円以下（給与所得のみの場合は給与収入123万円以下）の親族が対象です。※親族とは、6親等内の血族および、3親等内の姻族をいいます。

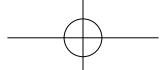
扶養の種類	年齢	控除額
16歳未満	0～15歳（平成22年1月2日以後に生まれた人）	0円
一般扶養	16～18歳（平成19年1月2日生～平成22年1月1日生）	33万円
	23～69歳（昭和31年1月2日生～平成15年1月1日生）	
特定扶養	19～22歳（平成15年1月2日生～平成19年1月1日生）	45万円
老人扶養	70歳以上（昭和31年1月1日以前に生まれた人）	38万円
同居老親等	70歳以上（昭和31年1月1日以前に生まれた人）	45万円
	（本人または配偶者の直系尊属で、いずれかと同居している人）	

※別居の扶養親族がいる場合は、第二表「13 別居の扶養親族等に関する事項」にも氏名等を記入してください。
その親族が国外に居住している場合は、9ページをご確認ください。

㉔ 特定親族特別控除

あなたと生計を一にしている、前年中の合計所得金額が58万円超123万円以下の特定扶養親族（令和7年12月31日時点で19～22歳の親族）が対象です。「特親」の欄に○を付けてください。

年齢	親族等の合計所得金額	（給与所得のみの場合の給与収入額）	控除額
19～22歳 (平成15年1月2日生～ 平成19年1月1日生)	58万円超 95万円以下	(123万円超 160万円以下)	45万円
	95万円超 100万円以下	(160万円超 165万円以下)	41万円
	100万円超 105万円以下	(165万円超 170万円以下)	31万円
	105万円超 110万円以下	(170万円超 175万円以下)	21万円
	110万円超 115万円以下	(175万円超 180万円以下)	11万円
	115万円超 120万円以下	(180万円超 185万円以下)	6万円
	120万円超 123万円以下	(185万円超 188万円以下)	3万円
	123万円超	(188万円超)	0万円



㉙ 基礎控除	合計所得金額	基礎控除額
	2,400万円以下	43万円
	2,400万円超 2,450万円以下	29万円
	2,450万円超 2,500万円以下	15万円
	2,500万円超	適用なし

㉚ 雜損控除 証明書が必要です	あなたや、あなたと生計を一にする配偶者その他の親族（前年中の総所得金額等が58万円以下の）が、災害・盗難・横領により住宅や家財などに損害を受けた場合に控除の対象となります。	
	〔控除額〕 課税係におたすねください。	

㉛ 医療費控除 明細書が必要です 領収書は不要です	あなたや、あなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために、あなたが前年中に支払った医療費が控除の対象となります。	
	〔控除額〕 （支払った医療費の総額-保険金などで補てんされた金額）-（次の①②のいずれか少ない金額） ①10万円 ②総所得金額等の5% （200万円限度）	

㉕ 医療費控除の特例 (セルフメディケーション税制) 明細書が必要です 領収書は不要です	あなたや、あなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために、あなたが前年中に支払った特定一般用医薬品等の購入費用が控除の対象となります。	
	〔控除額〕 （特定一般用医薬品等購入費 - 保険金などで補てんされた金額）-12,000円 （8万8千円限度） ※この特例の適用を受ける場合、通常の医療費控除を併せて受けることはできません。 ※健康保持増進及び疾病の予防への一定の取組を行ったことを明らかにする書類が必要です。	

国外に居住する扶養親族について

申告書第二表「13 別居の扶養親族等に関する事項」の「国外居住」の欄のあてはまる項目に✓を記入してください。

下記の表をご覧いただき、必要に応じて確認書類を添付してください。ただし、年末調整の際に、これらの書類を勤務先に提示または提出した場合は、改めて確認書類を添付する必要はありません。

国外居住親族の年齢等の区分		提示または提出が必要な書類
0～29歳 または 70歳以上		・親族関係書類 ・送金関係書類
30～69歳	①留学生	・親族関係書類 ・留学ビザ等書類 ・送金関係書類
	②障害者	・親族関係書類 ・送金関係書類
	③前年にあなたから38万円以上の生活費または教育費の支払いを受けている親族	・親族関係書類 ・1人あたり38万円以上の送金書類
	(①～③以外の方は扶養控除対象外)	

「親族関係書類」……戸籍の附票の写しおよびパスポートの写し
 「留学ビザ等書類」……ビザに関する書類の写しままたは在留カードの写し
 「送金関係書類」……金融機関が発行した証明書類（あなたがその親族へ送金したことを証明する書類）や、家族カード（クレジットカード）の利用明細書
 「1人あたり38万円……「送金関係書類」のうち、支払金額の合計額が38万円以上であることを証明する書類
 以上の送金書類」（親族ごとに38万円分の送金書類が必要）

国外に居住する配偶者について控除を受ける場合は、「親族関係書類」と「送金関係書類」を添付してください。
 なお、確認書類が外国語で記載されている場合は、日本語での翻訳文も合わせて添付してください。

所得金額調整控除

以下枠内の1、2に該当する方は一定の金額を給与所得から控除できます。

1 紹介等の収入金額が850万円を超える以下のいずれかに該当する方

- ア 申告者本人が特別障害者
- イ 年齢23歳未満の扶養親族を有する
- ウ 特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する

※共働きの世帯で、年齢23歳未満の扶養親族がいる場合、夫婦双方で所得金額調整控除が適用できます。

算出式 (紹介等の収入金額 [1,000万円限度] - 850万円) × 10% = 所得金額調整控除額

※1円未満の端数があるときは、端数を切り上げます。

《申告書の書き方》

最初に、申告書第二表以下の欄を記入

・上記枠内イ、ウにあてはまる方（複数名いる場合は、どなたか一名のみ）の氏名、生年月日等を記入してください。

14 所得金額調整控除に関する事項

フリガナ	続柄	生年 月日	大昭 平令	・	・	特別障害者に 該当する場合	級 度	別居の場合 の住所
氏名								
個人番号								

次に、申告書第一表右側の「2所得金額」欄 紹介⑥を記入するための計算

例) 紹介収入950万円の場合

(1) 4ページ「紹介所得」の「⑩所得の計算式」から紹介収入を紹介所得に換算
 $9,500,000 - 1,950,000 = 7,550,000$ 7,550,000円 が紹介所得 (所得金額調整控除前)

(2) 所得金額調整控除額を算出
 $(9,500,000 - 8,500,000) \times 10\% = 100,000 \rightarrow 100,000$ 円 が所得金額調整控除額

(3) 紹介所得から所得金額調整控除額を引く
 $7,550,000 - 100,000 = 7,450,000 \rightarrow 7,450,000$ 円 が紹介所得 (所得金額調整控除後)
7,450,000 を申告書第一表右側の「2所得金額」 紹介⑥へ記入 してください。

2 紹介所得と公的年金等に係る雑所得の両方があり、その合計額が10万円を超える方

算出式 ①紹介所得控除後の紹介等の金額 [10万円限度]
②公的年金等に係る雑所得の金額 [10万円限度]
③ ① + ② - 10万円 = 所得金額調整控除額

《申告書の書き方》

申告書第一表右側の「2所得金額欄」 紹介⑥と雑 公的年金等⑦を記入するための計算

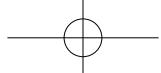
例) 65歳以上で紹介収入120万円と公的年金等収入115万円の方の場合

(1) 4ページ「紹介所得」の「⑩所得の計算式」から紹介収入を紹介所得に換算
 $1,200,000 - 650,000 = 550,000 \rightarrow 550,000$ 円 が紹介所得 (所得金額調整控除前) …(ア)

(2) 5ページ「公的年金等の雑所得」の「⑩所得の計算式」から公的年金等収入を公的年金等に係る雑所得に換算
 $1,150,000 - 1,100,000 = 50,000 \rightarrow 50,000$ 円 が公的年金等に係る雑所得…(イ)
50,000 を申告書第一表右側の「2所得金額」 雜 公的年金等⑦へ記入 してください。

(3) 所得金額調整控除額を算出
紹介所得(ア) (10万円を超えていたため、上限の10万円) と公的年金等に係る雑所得(イ)を足し、10万円を引く
 $(100,000 + 50,000) - 100,000 = 50,000 \rightarrow 50,000$ 円 が所得金額調整控除額…(ウ)

(4) 紹介所得から所得金額調整控除額を引く (1)と(3)で算出した数字です。
 $550,000(\text{ア}) - 50,000(\text{ウ}) = 500,000 \rightarrow 500,000$ 円 が紹介所得 (所得金額調整控除後)
500,000 を申告書第一表右側の「2所得金額」 紹介⑥へ記入 してください。



税額控除

1 寄附金控除

都道府県または市区町村への寄附金（ふるさと納税）、東京都共同募金会および日本赤十字社東京都支部への寄附金、東京都条例または中央区条例で指定した団体に対する寄附金について、次の(1)、(2)の合計額が所得割の額から控除されます。

算出式

- (1) {寄附金の合計額（総所得金額等の30%を上限）－2,000円}×10%（特別区民税6%、都民税4%）
(2) （都道府県、市区町村に対する寄附金－2,000円）×{90%－（所得税の限界税率）×1.021}
(2)の控除額は所得割の20%が限度となります。（ただし一定の条件を除く）

※(2)の控除額について、平成25年分から国税での復興特別所得税の課税に伴い、平成26年度から令和20年度まで復興特別所得税（2.1%）分に対応する率を減ずる調整がされます。

《申告書の書き方》

申告書二表

16 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分 (特例控除対象)		→ 都道府県・市区町村へ寄附した金額（特例控除対象のふるさと納税）
東京都共同募金会、日赤支部分・都道府県、 市区町村分（特例控除対象以外）		→ 東京都共同募金会、日本赤十字社東京都支部、都道府県・市区町村 (特例控除対象以外のふるさと納税)へ寄附した金額
条例指定分	都県府道	→ 東京都が条例で指定した団体へ寄附した金額
	市区町村	→ 中央区が条例で指定した団体へ寄附した金額

※災害義援金はふるさと納税として取り扱いますので、「都道府県、市区町村分（特例控除対象）」欄に記入してください（ただし、最終的に被災地方団体または義援金配分委員会等に拠出されるものに限ります）。

「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を利用される方へ

- ふるさと納税ワンストップ特例制度とは、都道府県や市区町村への寄附をした場合の税務申告手続きを簡素化する制度です。
- ワンストップ特例制度を申請された場合でも、確定申告や特別区民税・都民税の申告をしたり、5箇所を超える地方自治体に寄附した場合には、その申請は無効となります。
- 確定申告や特別区民税・都民税の申告をする際には、寄附金を合わせてご申告いただかないと寄附金控除が適用されません。

確定申告で寄附金控除を受ける方へ

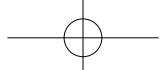
- 確定申告書の第二表下部「住民税に関する事項」に寄附区分ごとに寄附した金額を必ずご記入ください。

2 住宅借入金等特別税額控除 確定申告または年末調整にてご申告ください。

所得税の住宅借入金等特別控除を受けている方で所得税から控除しきれなかった額がある場合に、一定の計算方法により所得割の額から控除されます。

特別区民税・都民税が課税されない方

- (1) 均等割と所得割が課税されない方
 - 1月1日現在、生活保護法による生活扶助を受けている方
 - 障害者・未成年者・寡婦・ひとり親で、前年中の合計所得金額が135万円以下の方
- (2) 均等割が課税されない方
 - 前年中の合計所得金額が、次の金額以下の方
 - ① 扶養親族等のない方 45万円
 - ② 扶養親族等のある方 35万円×(同一生計配偶者+扶養親族数+1)+10万円+21万円
- (3) 所得割が課税されない方
 - 前年中の総所得金額等が、次の金額以下の方
 - ① 扶養親族等のない方 45万円
 - ② 扶養親族等のある方 35万円×(同一生計配偶者+扶養親族数+1)+10万円+32万円



特別区民税・都民税申告書を提出していただく際に
ご自分の「控え」としてお使いください。

令和8年度分 特別区民税都民税申告書

中央区長 提出年月日	現住所					整理番号		第一表
	1月1日現在の住所					業種又は職業		
	フリガナ					電話番号		
	氏名					個人番号		
年	月	日	生年 月日	世帯主の 氏名	統柄			

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

(13) 社会保険料 控除	社会保険の種類		支払った保険料				
						円	
	合 計						
(15) 生命保険料 控除	新生命保険料の計		旧生命保険料の計				
						円	
	新個人年金保険料の計		旧個人年金保険料の計				
						円	
(16) 地震保険料 控除	介護医療保険料の計						
						円	
	地震保険料の計		旧長期損害保険料の計				
						円	
(17)~(19) 寡婦控除 ひとり親控除 勤労学生控除	(17) <input type="checkbox"/> 寡婦控除 (<input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 生死不明) (<input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 未帰還)		(18) <input type="checkbox"/> ひとり親控除 (<input type="checkbox"/> 控)			(19) <input type="checkbox"/> 勤労学生控除 (学校名)	
(20) 障害者 控除	1 氏名	フリガナ	障害の程度	身・精・愛・他	級度		
	個人番号						
	2 氏名	フリガナ	障害の程度	身・精・愛・他	級度		
	個人番号						
(21)~(22) 配偶者控除・ 配偶者特別控除・ 同一生計配偶者	配偶者 氏名	フリガナ	生年 月日	大・昭・平	・	円	
	個人番号		配偶者の合計所得金額				<input type="checkbox"/> 同一生計配偶者 (控除対象配偶者を除く。)
(23)~(24) 扶養控除・ 特定親族特別控除	1 氏名	フリガナ	生年 月日	大・昭 平	・	同居・ 別居の 区分	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 <input type="checkbox"/> 特親
	個人番号						万円
	2 氏名	フリガナ	生年 月日	大・昭 平	・	同居・ 別居の 区分	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 别居 <input type="checkbox"/> 特親
	個人番号						万円
3 氏名	フリガナ	生年 月日	大・昭 平	・	同居・ 別居の 区分	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 别居 <input type="checkbox"/> 特親	
個人番号						万円	
4 氏名	フリガナ	生年 月日	大・昭 平	・	同居・ 別居の 区分	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 别居 <input type="checkbox"/> 特親	
個人番号						万円	
16歳未満の扶養親族 (控除対象外)	1 氏名	フリガナ	生年 月日	平・令	・	同居・ 別居の 区分	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 别居
	個人番号						万円
	2 氏名	フリガナ	生年 月日	平・令	・	同居・ 別居の 区分	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 别居 <input type="checkbox"/> 統柄
	個人番号						万円
3 氏名	フリガナ	生年 月日	平・令	・	同居・ 別居の 区分	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 别居 <input type="checkbox"/> 統柄	
個人番号						万円	
別居の扶養親族等がいる場合には、第二表「13」に氏名、 個人番号及び住所を記入してください。							扶養控除 額の合計

別居の扶養親族等がいる場合には、第二表「13」に氏名、
個人番号及び住所を記入してください。

(27) 雑損除	損害の原因		損害年月日		損害を受けた資産の種類		
	損害金額		保険金などで補てんされる金額		差引損失額のうち災害関連支出の金額		
(28) 医療費控除	支払った医療費等			保険金などで補てんされる金額			

1 収入 金 額 等	事 業	営業等	ア		円
	農 業	イ			
	不 動 産	ウ			
	利 子	エ			
	配 当	オ			
	給 与	カ			
	公的年金等	キ			
	業 務	ク			
	そ の 他	ケ			
	短 期	コ			
	長 期	サ			
一時					シ
2 所 得 金 額	事 業	営業等	①		
	農 業	②			
	不 動 産	③			
	利 子	④			
	配 当	⑤			
	給 与	⑥			
	公的年金等	⑦			
	業 務	⑧			
	そ の 他	⑨			
	合 計	(⑦+⑧+⑨)	⑩		
総合譲渡・一時					⑪
合 計					⑫
4 所 得 か ら 差 し 引 か れ る 金 額	社会保険料控除	⑬			
	小規模企業 共済等掛金控除	⑭			
	生命保険料控除	⑮			
	地震保険料控除	⑯			
	寡婦、ひとり親控除	⑰~⑯			
	勤労学生、障害者控除	⑯~⑳			
	配偶者（特別）控除	㉑~㉒			
	扶 養 控 除	㉓			
	特定親族特別控除	㉔			
	基 礎 控 除	㉕			
⑯から㉕までの 合 計					㉖
雑 捐 控 除					㉗
医療費控除 区分					㉘
合 計 (㉖+㉗+㉘)					㉙

地方税法附則第4条の5の規定の適用を選択する場合には、
「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。

5 給与・公的年金等に係る所得以外（令和8年4月1日において
65歳未満の方は給与所得以外）の特別区民税・都民税の納稅方法

- 給与から差引き（特別徴収）
- 自分で納付（普通徴収）

「個人番号」欄には、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

受 付	転 記

